

令和 7 年 12 月 16 日
水管理・国土保全局河川環境課

水防法改正による緊急的な状況下における氾濫等の通報制度について 有識者からご意見を頂いて運用の考え方を議論します

～「水災における緊急安全確保に資する効果的な情報提供に関する検討会」の開催～

令和 7 年 12 月の水防法改正により、氾濫の発生による著しい危険が切迫し、命の危険から直ちに身の安全を確保することが必要な緊急的な状況下における河川管理者等による氾濫等の通報が明確に規定^(※)され、水防管理者及び市町村長の緊急安全確保措置の指示等に活用されることとなりました。^(※)改正内容については別紙 1 のとおり

氾濫等の通報の具体的な運用に当たっては、通報対象を予め特定しておくなど平常時より計画的に制度を運用することで、効果的かつ効率的な対応を図れるようにすることが重要です。

このため、施設管理等を行う河川管理者・海岸管理者・下水道管理者、緊急安全確保措置の指示等を行う水防管理者及び市町村長、報道、法律などに関する有識者からご意見、ご助言を頂く「水災における緊急安全確保に資する効果的な情報提供に関する検討会」を設置し、第 1 回の検討会を 12 月 19 日（金）に開催します。

【会議について】

- 日 時：令和 7 年 12 月 19 日（金）16:00～18:00
 - 場 所：中央合同庁舎 3 号館 1 階水管理・国土保全局局議室（WEB 併用）
 - 委 員：別紙 2 のとおり
 - 議 題：検討の背景の確認と効果的な情報提供に向けた論点整理
 - 取材等：
 - 会議は非公開で行いますが、報道関係者に限り委員会の冒頭（議事に入るまで）のみ傍聴・カメラ撮りが可能です。
- ※ご希望の報道関係者の方は、15:45 までに 3 号館 1 階エレベーターホールにお集まりください。

- ・検討会終了後、事務局による記者ブリーフィングを下記のとおり行います。

＜記者ブリーフィング＞

日 時：令和7年12月19日（金）18:30～

場 所：中央合同庁舎3号館1階水管理・国土保全局局議室 ※カメラ撮り不可

- ・取材をご希望の報道関係者は、12月18日（木）15:00までに、以下のとおりメールにてお申し込み下さい。

件 名：【取材希望】

本 文：氏名（ふりがな）、所属、連絡先（電話、メールアドレス）、
参加内容（傍聴・カメラ撮り／記者ブリーフィング）

送付先：hqt-frrkentou【a】gxb.mlit.go.jp

※【a】を@に変換して送信して下さい。

※取得した個人情報は適切に管理し、必要な用途以外に利用しません。

6. 会議資料及び議事要旨は、後日、国土交通省ウェブサイトに掲載予定です。

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/hanran_kentoukai/index.html

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室 平原、笹山

代表 03-5253-8111（内線35439、35455）、直通 03-5253-8460

背景・必要性

- 豪雨等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、**洪水や高潮の危険性について、住民や水防関係者へのより明確で、きめ細かな周知が求められている**
- **洪水・高潮の観測・予測等に関する技術の進展**（※1）を踏まえ、洪水及び高潮の予報・警報の高度化や水災による危険を住民や水防関係者に迅速に周知する体制の強化により、**水災による被害の軽減を図る必要がある**
- （※1）監視カメラ等の観測網の整備拡大、洪水の予測手法の高度化、波の打上げ高の予測モデルの構築等
- 加えて、情報通信技術の進展等により、日本国内に向けて不適切な気象等の予報業務を行う外国法人等が現れていることから、**外国法人等による予報業務に関する規制を強化する必要がある**

令和6年7月の大雨による氾濫事例
(石沢川(秋田県))



平成30年の高潮による大阪湾の浸水事例
(兵庫県神戸市)



法律の概要

1. 洪水に係る情報提供体制の強化 【気象業務法・水防法】

- 検討会関連箇所
- 気象庁は、「洪水による重大な災害の起こるおそれがある場合」に、洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、**洪水の特別警報を新たに実施**
 - 国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（指定河川の水位の変動・施設の損壊状況等）**を提供**
 - 洪水による氾濫が迫っていることを気象庁や水防関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等は、氾濫による危険の切迫**を認める場合に**通報**

令和元年東日本台風(千曲川(長野県))
大雨特別警報が大雨警報に切替えられた後
住民が避難先から自宅に戻り孤立・救助



2. 高潮の共同予報・警報の創設 【気象業務法・水防法】

- 予測技術の進展を踏まえ、国土交通大臣が指定した海岸（※2）において、**国土交通大臣・気象庁長官・都道府県知事が共同して、波の打上げの要素を加味した高潮の予報・警報を新たに実施**
- （※2）高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのある海岸

3. 外国法人等による予報業務に関する規制の強化 【気象業務法】

- 予報業務許可制度の適切な運営の観点から、以下の措置等を講ずる
 - ・ 許可の申請に当たって、**国内代表者又は代理人（国内代表者等）の指定を義務付け**
 - ・ **国内代表者等（※3）の所在が不明である場合、簡易な手続きにより許可を取り消す**ことができる
- （※3）国内事業者の場合は許可を取得した者
- 気象業務法に違反して、許可を取得せずに予報業務を行う者等について、利用者がこうした不適切に行われる予報等を忌避できるよう、**氏名等を公表できること**（※4）とする
- （※4）国内事業者も対象に含まれる



【目標・効果】 (KPI)

- ① **洪水の特別警報の認知度：80% (施行後5年)**
- ② **高潮の共同予報・警報を実施する指定海岸の数：10海岸 (施行後5年)**

※ いずれも新設規定

水災における緊急安全確保に資する効果的な情報提供に関する検討会

委員名簿

(有識者)

伊東 香織 倉敷市長

江口 義樹 川崎市 上下水道局 下水道計画課長

大月 隆司 日本放送協会 報道局 災害・気象センター長

工藤 康隆 熊本県 土木部河川港湾局 河川課長

鈎持 麻衣 関東学院大学 法学部 准教授

小松 政 武雄市長

近藤 卓也 北九州市立大学 法学部 准教授

清水 義彦 土木研究所 水災害・リスクマネジメント国際センター
研究・研修指導監

田島 芳満 東京大学大学院 工学系研究科 教授

二宮 隆久 大洲市長

前田 直昭 兵庫県 土木部 港湾課長

万行 康文 北陸地域づくり協会 参事

(関係省庁)

細見 卓也 気象庁 大気海洋部 気象リスク対策課長

森久保 司 内閣府 政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)

渡邊 国広 四国地方整備局 高知河川国道事務所長

(敬称略、五十音順)